

京都市消防局訓令甲第5号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

京都市消防局長 杉本 栄一

第16条の2第1項中「当該命令に係る防火対象物等又は当該防火対象物等のある場所への標識の設置その他の方法」を「次に掲げる方法」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該命令に係る防火対象物等又は当該防火対象物等のある場所への標識の設置
- (2) 市役所及び区役所の掲示場への掲示

第16条の2第2項中「前項の公示」を「第1項の公示及び前項の公表」に、「速やかに行い」を「速やかに行うものとする。この場合において、第1項第2号の掲示を除き」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、前項の命令に係る防火対象物等の所在地、名称その他必要な事項について、京都市消防局ホームページにより公表するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)